

補助金制度の再構築に向けて

(中間答申)

平成22年3月5日
古賀市補助金等検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. なぜ今、補助金改革なのか	1
3. 古賀市の現状と課題	2
a. 平成17年度の提言	2
b. 平成21年度当初予算に基づく分析	3
c. 「住民自治」の機運	3
d. 見直しの方向性	4
4. 補助金の望ましい形態	4
5. 補助金等の適正化の方法	4
a. 補助金等見直し基準	5
b. 改善事項	7
6. おわりに	7
(資料1) 補助金等一覧	9
(資料2) 古賀市補助金等評価判定シート(案)	11
(資料3) 補助金等評価判定フロー図	12

1. はじめに

古賀市補助金等検討委員会は、古賀市補助金等検討委員会条例に基づき、補助金等制度のあり方及び補助金等の適正化に向けた具体的な方策について検討するため、古賀市長から委嘱された5名の委員による附属機関として平成21年6月22日に設置されました。

当委員会では、諮問事項を検討・審議するため、古賀市における補助金等の現状把握から具体的な検討の進め方へと議論を進め、補助金等の基本的なあり方について確認してきました。

今後補助金等の所管課へのヒアリングを実施し、個々の補助金等を判定することになりますが、それに先だって補助金等の見直しなどの判断基準を定めましたので、中間答申という形で示し、広く一般から意見を求めることとします。

2. なぜ今、補助金改革なのか

地方公共団体が補助金等を支出している根拠は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という規定にあります。そのため、「公益上必要かどうか」という観点から、補助金等のあり方は常に検討される必要があります。また、市民の貴重な税金をその財源としている以上、透明性の確保や説明責任が求められます。

それゆえ、補助金等の見直しは古賀市に限らず、全国各地で行われていますが、その改革の目的は大きく6つに分けられます。

(1) 透明性の確保

補助金の種類や性格が多岐にわたり、補助金の支出根拠が曖昧でわかりにくいいため。

(2) 補助金の整理・統合

事業・部署ごとに補助金が存在することから、少額零細な補助金が多く、非効率であるため。

(3) 終期の設定

補助金をひとたび創設すると、効果の検証もなく長期にわたって存続する傾向があるため。

(4) 公募制^{*1}の導入

交付先が限定され、長期にわたって交付される団体がいる一方、補助金が必要な団体が交付を受けることができず、公平性を欠く状況であるため。

(5) 運営費補助の原則廃止

団体の事業費^{*2}ではなく運営費^{*3}への補助という形で交付される場合には、補助金への依存が生じやすく、団体の自立が妨げられるため。

(6) 効果・成果の検証

補助金の効果や成果が不明確であるため。

- *1 公募制 補助金の内容又は対象を、広く一般から募集するもの
- *2 事業費 事業活動を行うために必要な臨時的な経費
- *3 運営費 事業活動に関わらず毎年度必要な人件費や事務費等の一般管理的な経費

3. 古賀市の現状と課題

a. 平成17年度の提言

平成16年度設置の古賀市補助金等検討委員会(以下「前委員会」という。)による提言が平成17年11月21日になされ、それに基づき補助金等の見直しが行われました。前委員会による補助金等の削減・廃止・整理統合の提言については、当該提言に沿った削減等が行われるとともに、補助金要綱の整備を行うなど一定の成果を上げています。

(表1) 前委員会の判定結果と削減額 (単位:千円)

判定結果	件数	平成17年度 予算額	削減額
存続(同和対策事業を除く分)	63	193,367	350
削減(粕屋農業協同組合分を除く分)	15	109,561	23,252
廃止(粕屋農業協同組合分を除く分)	17	9,967	9,967
同和対策事業	8	12,612	0
粕屋農業協同組合	11	2,588	542
計	114	328,095	34,111

(注) 同和対策事業は別途人権行政全体の見直しの中で削減等を、粕屋農業協同組合分は統合の上整理統合を行った。

しかしながら、終期の設定や公募制の導入などの附帯意見については、進展がありません。これは、終期設定・公募制導入についての附帯意見はなされたものの、明確かつ具体的な制度設計を欠いていたことによるところが大きいと思われます。

b. 平成21年度当初予算に基づく分析

平成21年度当初予算を基に、古賀市の補助金等の現状をまとめたものが表2から表4となります。

(1) 運営費補助

設立間もない等の理由で運営基盤が脆弱な団体に対して、自立するまでの一定期間補助を行うことにより団体の育成支援に寄与することもあります。恒常的な運営費補助は団体が補助金に依存し、団体の自立の妨げとなることがあります。補助金全体の4割強となる運営費補助のうち、長期にわたって補助金を支出しているものは、廃止や事業費補助への転換等を視野に入れた検討が必要です。

(2) 長期にわたる補助金

補助開始から10年以上経つ平成9年度以前に創設された補助金が全体の7割弱を占めるのに対し、終期を設定している補助金はわずか2%にすぎません。これは、補助金がひとたび創設されると長期にわたって存続することを如実に示しています。終期の設定を行い、定期的な検証を行う必要があります。

(表2) 補助金類型

運営費補助	46件(44%)
事業費補助	58件(56%)

(表3) 補助金等の始期

不明または昭和63年度以前	49件(47%)	71件(68%)
平成元年度以降平成9年度以前	22件(21%)	
平成10年度以降	33件(32%)	

(表4) 補助金等の終期

終期あり	2件(2%)
終期なし	102件(98%)

c. 「住民自治」の機運

地方分権や地域コミュニティ活動の推進が求められる中、古賀市においては校区コミュニティが立ち上がり、市民による新たな「住民自治」の機運が高まりつつあります。コミュニティ活動を支援することは補完性の原理*1及び近接性の原理*2という観点からも大きな意義があり、新たな補助金制度の構築が必要だと考えます。なおコミュニティ活動は、地域の特性が色濃く反映されるため、段階的な導入が望ましいと思われまます。

*1 補完性の原理 「個人ができることは個人が行い、個人ができないことを家族が助け、家族でもできないことを地域のコミュニティが助け、地域のコミュニティでもできないことを市町村が助け、それでもできないことを都道府県が助け、それでもできないときに初めて国が乗り出すべき」という原理。

*2 近接性の原理 「問題はできるだけ住民に身近なところで解決されるべき」という原理。身近であればあるほど、実情や特性に応じた解決が可能になるはずであるという考え方が根底にある。

d. 見直しの方向性

以上の理由から、個々の補助金等の見直しにとどまらず、古賀市の補助金制度そのものの抜本的な見直しを行う必要があります。これら二つの次元での見直しを行うことで、その効果がより高まるものと思われまます。

4. 補助金の望ましい形態

10年以上の長期にわたって補助金の交付を受けている団体が7割弱存在するもののその効果がほとんど検証されておらず、補助金が既得権益化している現状を打破するためには、公募型補助金の導入が不可欠です。加えて、コミュニティ活動を支援するために新しい補助金制度を構築する必要があるとの結論に達しました。

そこで、個々の補助金等の見直しと補助金制度そのものの見直しを行うべく、補助金の望ましい形態として以下の4つを定義します。なお、公益性等が非常に高いものについては、補助金ではなく委託に変更すべきと考えます。

(1) 公募型補助金

団体の自主的・自発的な活動を奨励する補助金で、(直接的又は間接的に)市民の福祉の向上及び市民の利益につながるもの

(2) 校区コミュニティ統合補助金

校区単位でのコミュニティ活動を推進するための補助金で、コミュニティの裁量を確保するため、用途を限定せず一括交付するもの

(3) 校区コミュニティ公募型補助金

校区単位でのコミュニティ活動を推進するための補助金で、一部のコミュニティでのみ実施する事業や、校区コミュニティ統合補助金による一括交付になじまない臨時事業等を事前審査の上交付するもの

(4) 個別補助金

公募型補助金、校区コミュニティ統合補助金及び校区コミュニティ公募型補助金に該当しない補助金(国や県の補助金制度を活用し補助するもの、個人に直接又は間接に補助するものを含む。)

5. 補助金等の適正化の方法

補助金等の適正化には、現状把握に加え、検証・評価における客観性の確保が求められます。当委員会では、担当課ヒアリングにより現状把握を行い、客観的な指標に基づき、委員が個々に採点を行う手法で検証・評価を行います。(参考:資料1「補助金等一覧」、資料2「古賀市補助金等評価判定シート」)

しかし、客観的な指標に基づき採点を行ったとしても、採点に当たる委員間の現状認識や補助金等見直し基準の解釈・適用に大きなばらつきがあれば、客観性は確保できません。当

委員会では集計の際に統計学における分散*1(標準偏差*2)の手法を用い、ばらつきの度合いを計算し、ばらつきが大きいと認められる場合はその是非について検証し再評価することで、現状把握に客観性を付与し、実態に即した妥当な採点をすることができると考えます。

(表5)分散(標準偏差)について

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	平均	分散	標準偏差	再評価の対象
例1	1	1	3	5	5	15	3.0	3.2	1.789	○
例2	1	2	2	5	5	15	3.0	2.8	1.673	○
例3	1	3	3	4	4	15	3.0	1.2	1.095	
例4	3	3	3	3	3	15	3.0	0.0	0	

表5は合計15点、平均3.0点となる採点例です。合計・平均が同一でも分散(標準偏差)が異なるため、ばらつきの度合いの大小を数値として把握することができます。この場合例1と例2がばらつきが大きいと認められるため、採点が妥当か再評価します。

上記の方法により採点した補助金等見直し基準の評価合計で、存廃及び補助金の望ましい形態を判定します。具体的には、評価合計ごとに4つにグループ分けし、評価が高い順に「委託に移行」、「個別補助金のまま継続」、「公募型補助金へ移行」、「廃止」と定型的に判定することとします。ただし、その定型的な判定が不適当な場合、委員会の合議の上、別の形態に変更することを可能とします。(参考:資料3「補助金等評価判定フロー図」)

*1 分散 偏差*3の二乗和を個数で除したもの。0に近いほどばらつきが小さい。

*2 標準偏差 分散の平方根。

*3 偏差 点数から平均を引いたもの。例1の場合順に-2, -2, 0, +2, +2となる。

a. 補助金等見直し基準

前述のとおり、補助金等見直し基準は、補助金等を客観的に判断・評価するための重要な指標となりますので、当委員会で慎重に審議を重ね検討した結果、以下の4つの基準を定義することとします。

(1) 公益性

- ・ 広く一般市民の利益になるか(一部市民に限定的でないか。)
(一部市民に限定的であっても二次的波及効果がある場合は加点可能)
- ・ 市民の福祉の増進に資するか。
(一部市民に限定的であり二次的波及効果もあまりないが、基本的人権の観点等から重要なもの。)
- ・ 古賀市の政策に合致しているか。

(2) 必要性

- ・対象事業及び活動目的が時代、社会情勢及び地域ニーズに合致しているか。
- ・緊急を要するか。
- ・公的支援が不可欠な活動か。
- ・民間企業による代替が不可能な活動か。

(3) 公平性

- ・同種又は類似の団体又は個人に対して不均衡ではないか。

(4) 効果・経済性

- ・費用対効果は低くないか。
- ・零細補助(少額補助)でないか。
- ・[個人補助の場合]所得制限を設けているか。

(当事者団体*1等の競争力が低い団体を評価する場合は加点可能)

なお当委員会では、公益性は4つの基準の中でもっとも重視すべき基準と考えますので、その評価に重みを置くことを予定しています。高(低)評価の基準は高(低)得点となるよう5段階不均等評価を採用します。

(表6) 評価方法の他団体比較

我孫子市	3段階 均等評価							+1	+2	+3		
つくば市	3段階 均等評価				-1	0	+1					
狛江市	5段階 均等評価			-2	-1	0	+1	+2				
板東市	4段階 均等評価					0	+1	+2	+3			
新居浜市	4段階不均等評価					0	+1		+3			+5
尾張旭市 (二方式併用)	4段階不均等評価			-2	-1		+1	+2				
	4段階 均等評価						+1	+2	+3	+4		
古賀市	5段階不均等評価	-5			-2		0		+2			+5
				-3		-1	0	+1		+3		

※古賀市の上段:公益性基準、下段:それ以外

*1 当事者団体 福祉や人権等の共通の課題を持つ本人又はその家族によって構成された団体で、課題解決や地位向上を目的とするもの。遺族団体や障害者団体など。

b. 改善事項

補助金等見直し基準による評価が高く、補助金等として存続することが望ましいものであっても、部分的に問題を有している可能性があります。問題点を発見し、必要に応じて指導・減額等の措置を行うため、次に定める改善事項にて確認を行います。

(1) 補助金等の制度そのものについて

- ・ 支出の根拠が不明確である。
→ 補助金交付要綱の整備
- ・ 補助対象者が限定・特定されている。
→ 指導(対象者の公募など)
- ・ 不適切な運営費補助が含まれている。
→ 減額又は指導(事業費補助への転換など)
- ・ 補助率が適正でない(他の自治体と比較して著しく高額であったり、補助率が低くて十分な効果が上げられないなど。)
→ 補助率の見直し

(2) 補助金交付団体について

- ・ 支出の仕方に問題がある。^{*1}
→ 指導(領収書の添付、会計監査の実施など)
- ・ 繰越金が多額となっている。
→ 減額又は指導(事業の積極的な展開など)
- ・ 再補助(迂回補助)となっている。
→ 減額又は指導(再補助団体を含めた実績報告書の提出など)
- ・ 人件費や食糧費などの不適切な経費が大半を占めている。
→ 減額又は指導(対象経費の見直しなど)
- ・ 市が事務局となっている。
→ 指導(事務局を補助交付団体に移管など)
- ・ 自主財源確保の努力を行っていない。
→ 指導(会費の徴収など)

^{*1} これは、補助金交付団体・補助金交付の担当課だけの問題ではなく、財務規則等で具体的かつ統一的なルール作りを行っていなかった市の責任でもあるので、早急にルール作りを行い指導を徹底すること。

6. おわりに

市が補助金を交付し、団体が事業を実施する――。この関係に何らかの広がり、副次的な効果を持たせられないでしょうか。例えば男女共同参画を推進するため、補助金の交付に際して補助金交付団体に、職員役職者の男女比率を50%に近づけることを求めるなど、公

共的価値実現のために補助金を活用するという方策を考えても良いのではないのでしょうか。

最終答申のときには、補助金制度の再構築及び適正化並びに個々の補助金等の見直しについて意見を述べるにとどまらず、実質的に補助金に類似した機能を有するものの改善及び補助金等を取り巻く市民と行政の新しい関係のあり方についても提言することを予定しています。

No	名称	所属	No	名称	所属
1	区長会運営費補助	総務課	36	同和地区排水設備整備補助	人権センター
2	行政相談員活動補助	総務課	37	県女性海外研修の翼参加補助	市民共働課
3	路線バス運行補助	経営企画課	38	日本女性会議参加補助	市民共働課
4	図書費補助	経営企画課	39	私立保育園補助	こども政策課
5	交通安全協会補助	建設課	40	庄ひかり保育園施設整備事業補助	こども政策課
6	校区コミュニティ支援事業交付金	市民共働課	41	母子寡婦福祉会補助	家庭支援室
7	校区まちづくり応援事業交付金	市民共働課	42	食品衛生協会補助	環境課
8	防犯灯設置補助	総務課	43	環境衛生組合補助	環境課
9	防犯組合補助	総務課	44	北筑昇華苑使用料補助	環境課
10	花いっぱい運動推進補助	総務課	45	合併処理浄化槽設置補助	下水道課
11	被災住宅補修費借入利子補給	福祉課	46	食生活改善推進会運営補助	健康づくり課
12	社会福祉協議会補助	福祉課	47	愛の献血推進協議会補助	健康づくり課
13	民生委員調査委託	福祉課	48	資源回収奨励金	環境課
14	民生委員協議会補助	福祉課	49	生ごみ処理機器購入費補助	環境課
15	遺族会補助	福祉課	50	粕屋農業まつり補助	産業振興課
16	傷痍軍人会補助	福祉課	51	水稲種子更新対策事業補助	産業振興課
17	原爆被害者の会補助	福祉課	52	野菜部会育成補助	産業振興課
18	原爆被害者の会全国大会参加補助	福祉課	53	花卉部会育成補助	産業振興課
19	保護司会補助	総務課	54	地域水田農業ビジョン推進対策事業補助	産業振興課
20	更生保護事業補助	総務課	55	みかん部会補助	産業振興課
21	シルバー人材センター補助	福祉課	56	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助	産業振興課
22	老人クラブ連合会補助	福祉課	57	地産地消交流対策事業補助	産業振興課
23	老人クラブ補助	福祉課	58	農業担い手育成事業補助	産業振興課
24	住宅改造助成	高齢者福祉課	59	環境保全型農業対策事業補助	産業振興課
25	社会福祉法人利用者負担補助	高齢者福祉課	60	水田農業確立対策指導推進費補助	産業振興課
26	園芸福祉補助	健康づくり課	61	認定農業者協議会活動補助	産業振興課
27	心身障害者扶養共済制度加入者補助	福祉課	62	農業経営基盤強化資金利子補給	産業振興課
28	福祉タクシー利用補助	福祉課	63	ため池維持管理補助	産業振興課
29	障害者授産品アンテナショップ運営補助	福祉課	64	基盤整備事業補助	産業振興課
30	身体障害者福祉協会補助	福祉課	65	森林組合補助	産業振興課
31	障がい児・者親の会補助	福祉課	66	薦野生産森林組合補助	産業振興課
32	通所サービス等利用促進事業補助	福祉課	67	森林振興協議会補助	産業振興課
33	福祉ホーム事業補助	福祉課	68	猪被害防止特別対策事業補助	産業振興課
34	同和地区活動補助	人権センター	69	商工振興補助	商工振興室
35	人権擁護委員会補助	人権センター	70	中小企業融資保証料補助	商工振興室

No	名称	所属
71	まつり古賀補助	商工振興室
72	商店街活性化対策補助	商工振興室
73	なの花祭り補助	商工振興室
74	観光協会補助	商工振興室
75	分団纏購入補助	総務課
76	高等学校等入学支援金	学校教育課
77	学校人権教育研究協議会補助	学校教育課
78	住宅費補助	学校教育課
79	部活動大会参加補助	学校教育課
80	私立幼稚園運営費補助	こども政策課
81	PTA連合会活動補助	社会教育課
82	日本の次世代リーダー養成塾参加補助	社会教育課
83	社会教育活動補助	社会教育課
84	分館長・分館主事合同研修補助	社会教育課
85	分館整備事業補助	社会教育課
86	社会「同和」教育推進事業委託	人権センター
87	全国高校生集会等参加補助	人権センター
88	青少年育成市民会議補助	青少年総合センター
89	少年指導員地区活動補助	青少年総合センター
90	子ども会育成会活動補助	青少年総合センター
91	少年の船参加補助	青少年総合センター
92	アンビシャス広場づくり事業補助	青少年総合センター
93	文化協会文化事業委託	社会教育課
94	市民音楽祭補助	社会教育課
95	文化のまちづくり事業委託	社会教育課
96	国際交流事業補助	経営企画課
97	子ども会議ホストファミリー補助	社会教育課
98	九州大学サマーコースホストファミリー補助	社会教育課
99	体育協会体育事業委託	社会教育課
100	ジュニアスポーツ団体活動補助	社会教育課
101	スポーツ振興補助	社会教育課
102	出産育児一時金	国保年金課
103	葬祭費	国保年金課
104	水洗化奨励補助	下水道課
	計	104件

(資料2)

古賀市補助金等評価判定シート(案)

補助金名					担当課		
団体類型	←(原則)個別補助金			←(原則)コミュニティ補助金			
	個人	事業者	業界団体	自治組織	文化教育団体		
	当事者団体	委員会	外郭団体	公益法人	その他		
所得制限	あり	なし	←(原則)個別補助金		間接個人	該当	非該当
※団体類型が個人の場合			※団体類型が個人ではない場合				
補助金類型	運営費補助	事業費補助	建設購入補助				
	参加補助	利子補給	奨励				
財源類型	市単独	国県協調	←(原則)個別補助金		上乗せ	あり	なし
			※財源類型が国県協調の場合				

見直し基準		点数/備考
公益性	広く一般市民の利益になるか(一部市民に限定的でないか) (一部市民に限定的であっても二次的波及効果がある場合は加点可能) 市民の福祉の増進に資するか(一部市民に限定的であり二次的波及効果も あまりないが、基本的人権の観点等から重要なもの) 古賀市の政策に合致しているか	-5 ・ -2 ・ 0 ・ 2 ・ 5
必要性	対象事業及び活動目的が時代、社会情勢及び地域ニーズに合致している か 緊急を要するか 公的支援が不可欠な活動か 民間企業による代替が不可能な活動か	-3 ・ -1 ・ 0 ・ 1 ・ 3
公平性	同種又は類似の団体又は個人に対して不均衡ではないか	-3 ・ -1 ・ 0 ・ 1 ・ 3
効果・経済性	費用対効果は低くないか 零細補助(少額補助)でないか [個人補助の場合]所得制限を設けているか (当事者団体等の競争力が低い団体を評価する場合は加点可能)	-3 ・ -1 ・ 0 ・ 1 ・ 3

※公益性が低評価の場合、他の基準が高評価であっても廃止とする

改善すべき事項		不適正な場合の対処例
補助金等の制度 そのもの	支出の根拠が不明確である	補助金交付要綱の整備
	補助対象者が限定・特定されている	指導(対象者の公募など)
	不適切な運営費補助が含まれている	減額又は指導(事業費補助への転換など)
補助金交付団体	補助率が適正でない(他自治体と比較して著しく高額であったり、補助 率が低くて十分な効果が上げられないなど。)	補助率の見直し
	支出の仕方に問題がある	指導(領収書の添付、会計監査の実施など)
	繰越金が多額となっている	減額又は指導(事業の積極的な展開など)
	再補助(迂回補助)となっている	減額又は指導(再補助団体を含めた実績報告書の提出など)
	人件費や食糧費などの不適切な経費が大半を占めている	減額又は指導(対象経費の見直しなど)
市が事務局となっている	指導(事務局を補助金交付団体に移管など)	
自主財源確保の努力を行っていない	指導(会費の徴収など)	

日付	委員名
/	

